最終更新日：2026年11月2日
Gーマブジェネシス
代表取締役 新庄勝浩
問合せ先：045-534-6033
証券コード：653A
https://mabgenesis.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「最新の医学情報と独自の基盤技術に基づき、疾病に苦しむ人々と伴侶動物の症状の緩和と生活の質向上のための革新的な抗体医薬品を提供する」ことをミッションとして、めまぐるしい環境変化の中において、継続的に企業価値を向上させるためには、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンスの徹底が重要であると認識しております。
また、株主や顧客をはじめ、取引先、従業員等、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築き、持続的に企業価値を向上させることが経営の重要課題と捉えております。そのため、意思決定や業務執行の迅速性を図り、経営の効率性・透明性を高めるとともに、リスク・コンプライアンス体制の強化等、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー2号投資事業組合	1,225,000	17.22
九州広域復興支援投資事業有限責任組合	1,000,000	14.06
新庄 勝浩	904,000	12.71
黒澤 仁	900,000	12.65
アクシル・ライフサイエンス＆ヘルスケアファンド2号投資事業有限責任組合	625,000	8.79
株式会社アニヴェルセルHOLDINGS	500,000	7.03
小泉 信一	460,000	6.47
森下 和広	450,000	6.33
柴崎 友一朗	300,000	4.22
みやぎん宮崎大学夢応援投資事業有限責任組合	250,000	3.51

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 グロース
決算期 更新	3 月
業種 更新	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
河合 昭好	他の会社の出身者											
山口 時男	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河合 昭好	○	-	大学の招聘教授として、さらには長年の内資大手製薬会社、外資系製薬会社、更にはアカデミアでの豊富な識見に基づき、的確な助言を行い、社外取締役としての重要な役割を担っております。 引き続き客観的な立場から経営及び研究開発を監督することを通じて、当社の持続的発展及び企業価値向上に貢献できるものと期待し、選任しております。 なお、同氏は当社の普通株式4,000株及び新株予約権300個（30,000株）を保有しておりますがそれ以外に当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく独立性を有しているものと判断するため、同氏を独立役員として指定しております。
山口 時男	○	-	長年、国内大手製薬会社において、薬理研究所所長、研究企画部長、及び子会社社長を歴任、更には公的研究機関での創薬支援事業マネージメント等の幅広い経験と実績を有しております。研究開発のみならず、経営企画、ガバナンス、人材面での貢献を通じて、当社の持続的発展及び企業価値向上に貢献できるものと判断し、社外取締役として選任しております。 当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく独立性を有しているものと判断するため、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	5 名

監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、内部監査担当者との間で、適宜内部監査報告書等の共有や指摘内容の報告を受けるなど定期的にコミュニケーションをとっております。また、監査役及び監査役会は、監査法人の監査業務について確認するほか、緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。
さらに、監査役及び監査役会は内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて随時緊密な連携をとると同時に、四半期に一度の定期的な会合（三様監査連絡会）を開催し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
工藤 利秋	他の会社の出身者													
初澤 寛成	弁護士													
西井 大輔	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工藤 利秋	○	-	長年の国内製薬会社における研究開発と監査の経験と知見、更にはバイオスタートアップでの監査役の経験を有することから、当社の経営全般の監査に資すると判断し、選任しております。 なお、同氏は当社の新株予約権120個（12,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく独立性を有しているものと判断するため、同氏を独立役員として指定しております。

初澤 寛成	○	-	長年にわたる弁護士としての経験を有することから、専門知識と企業法務に関する豊富な知識を持ち、監査役としての責務を十分にはたしております。法律専門家である社外監査役として当社取締役の職務執行の適法性監査並びに内部統制システムの改善に重要な役割を果たすことを期待し、選任しております。 なお、同氏は当社の新株予約権280個（28,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく独立性を有しているものと判断するため、同氏を独立役員として指定しております。
西井 大輔	○	-	公認会計士として会計に関する専門知識とバイオベンチャーの監査役の経験を有していることから、客観的・中立的立場にて、その知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけることを期待し、選任しております。 なお、本書提出日現在、同氏は当社の新株予約権100個（10,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく独立性を有しているものと判断するため、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。
当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役、社外取締役、社外監査役及び従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値向上を目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。
当社の取締役に対する報酬は、業務執行取締役並びに社外取締役は、固定報酬としての基本報酬により構成しております。
当社の取締役の基本報酬は月例の固定金銭報酬とし、地位、職責等に応じるとともに、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、定時株主総会後に開催される取締役会にて決定するものとしております。
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行うこととしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、原則、管理部で行っております。取締役会の資料は、原則として管理部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十な検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、執行役員管理部長より重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より重要会議の議事、結果を含む日常の監査活動内容の報告を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制は、以下のとおりであります。
a.取締役会
当社の取締役会は、本書提出日現在、代表取締役を議長とし、代表取締役を含む業務執行取締役3名、社外取締役2名の取締役5名で構成されており、様々な知識・経験・能力を有する多様な取締役を選任しております。当社は、原則月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略、中期経営計画その他の重要な事項の意思決定と取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役5名のうち2名が社外取締役であり、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に努めております。

b.監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役を議長とし、非常勤監査役2名の監査役3名(すべて社外監査役)で構成されております。監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる他、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、毎月1回、定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。
なお、監査役は内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて随時緊密な連携をとると同時に、四半期に一度の定期的な会合を開催し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c.会計監査人
三優監査法人を選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備すると共に、監査役会、内部監査担当と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

d.執行役員会議
当社は、経営に関する重要事項を審議または報告することを目的として、代表取締役を議長とし、代表取締役を含む業務執行取締役3名並びに執行役員2名を構成員とし、常勤監査役をオブザーバーとする執行役員会議を開催しております。執行役員会議は原則隔週(月2回)の定例執行役員会議を開催するほか、必要に応じて臨時執行役員会議を開催できるものとしております。

e.リスク・コンプライアンス委員会
当社は、当社の業務領域全体に影響を及ぼすリスクを適切にコントロールすることにより、企業価値の維持・コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を行っております。また、当社全体のリスク管理のモニタリングや指導を適切に行うための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。
リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、代表取締役を含む業務執行取締役3名、常勤監査役1名、執行役員2名を委員、管理部を事務局として構成されており、定例として四半期に1回、また必要に応じて社外役員を含めて臨時で開催しております。当該委員会では、社内全体、各部門におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの未然防止に取り組むとともに、リスクが顕在化した場合に適時適切な対応が可能となる

よう、重要事項の審議と方針決定を行っております。

f.内部監査
当社における内部統制の適切性及び有効性を、管理運営制度や戦略に照らし独立した立場で検証し、その結果に基づく改善提案を通じて経営の健全性及び効率性の向上に資することを目的とし、研究開発部、事業推進部及び管理部それぞれに内部監査担当者を設置しております。小規模組織で実効性がありかつ相互牽制が働く内部監査を行うため、管理部を研究開発部担当者が、研究開発部を事業推進部担当者及び管理部担当者が、事業推進部を研究開発部担当者及び管理部担当者が、それぞれ監査する仕組みを構築しております。代表取締役により任命された各内部監査担当者は、事業年度毎に内部監査計画を作成し、代表取締役による承認を得た上で内部監査を実施しており、監査結果については、代表取締役に対して報告したうえで、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、監査結果については当社の内部統制の状況把握のため管理部門にも共有される仕組みとしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法上の機関として、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会において迅速かつ機動的な意思決定と取締役の職務執行の監督を行う一方、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役の職務の執行を監査することで、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが可能になると考えております。
また、取締役会及び代表取締役より一定の範囲内で業務執行権限を委譲する執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を図ることで、機動性の向上と監督機能の強化を図っております。この体制により、経営の効率性と適切な牽制機能が確保され、当社の持続的な発展につながるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案を検討するための十分な時間を確保できるように早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ内のIR専門サイトにて、公表を検討して参ります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を考慮の上で、定期的な開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的に開催し、業績や経営方針の説明を検討して参ります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を考慮の上で、検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料は、速やかに当社 IR サイトに掲載する予定です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部に担当者を設置し対応しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、金融商品取引に関連する法令及び金融商品取引所の諸規則を遵守し、会社の株主、投資家、及びその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、会社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的とした「情報開示マニュアル」を制定しております。 会社情報の法定開示・適時開示に係る開示体制を適切に整備、運用を行い、ステークホルダーの皆様の期待に応えるよう、企業価値向上に努めてまいります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき事項であると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「情報開示マニュアル」を定めており、すべてのステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を行う方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、「内部統制システムの基本方針」を以下の通り定めております。

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ⅰ.取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
ⅱ.取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を含む非業務執行取締役の招聘を推進する。
ⅲ.取締役の職務執行状況は、監査基準に基づいた監査役監査を受け、社会的信頼性に応える良質な企業統治体制を確立していく。
ⅳ.内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。内部通報制度の窓口には社内のみならず第三者機関(弁護士事務所)を加える。

2.当社の業務の適正を確保するために必要な体制
ⅰ.取締役の職務執行に係る情報及び文書は、社内規程類に従い適切に保存し管理する。
ⅱ.上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ⅰ.リスク管理を経営の重要課題の一つと認識し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
ⅱ.リスク・コンプライアンス委員会は、リスク方針及びリスク・コンプライアンス規程に基づき、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定してそのモニタリングを行うとともに取締役会に状況報告を行う。
ⅲ.リスク管理部門として管理部門がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
ⅳ.法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会及び担当部署に通報し、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に努めるとともに、対応し、改善する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ⅰ.事業運営については、経営環境の変化を踏まえて中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部で立案し、実行する。
ⅱ.変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入し、所管する業務を執行する。
ⅲ.定例の取締役会を原則月１回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行う。
ⅳ.取締役会への付議議案については、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出し、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全取締役に配布する。
ⅴ.日常の職務執行に際しては、職務権限規程等に基づき権限を委譲し、効率的に業務を遂行する。

5.監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。

6.監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ⅰ.補助使用人の任命、解任、異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の同意を必要とする。
ⅱ.補助使用人は、当社の業務執行に係る職務を兼務することができる。
ⅲ.補助使用人が監査役会の指示に基づく業務を行うに際しては、取締役その他の業務執行者の指揮命令は受けない。また、当該指示に基づく業務に関する補助使用人の評価については、監査役の意見を聴取する。

7.取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、当社の経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款その他社内規程類に対する違反行為、その他会社に著しい損害を与える事項が発生した場合、速やかに監査役会に報告する。また、取締役及び使用人は、監査役会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

8.監査役会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報規程において、内部通報を行った者が不利な扱いを受けない旨を規定し施行する。

9.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用等の請求をした際は、当該請求が監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

10.その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ⅰ.取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役会が求める事項を適宜、監査役会へ報告する。
ⅱ.監査役会及び内部監査担当は、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。
ⅲ.代表取締役は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。
ⅳ.代表取締役は、内部監査担当の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果を監査役に報告する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、現在までにおいて反社会的勢力との関係は一切ございません。反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針として定めております。
当社は、上記の基本方針のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力排除規程」、「反社会的勢力等の調査実施マニュアル」を制定しております。当社の反社会的勢力との関係遮断のため、全役職員が当該規程・マニュアルを遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

Ⅴ その他

1．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無 更新	なし

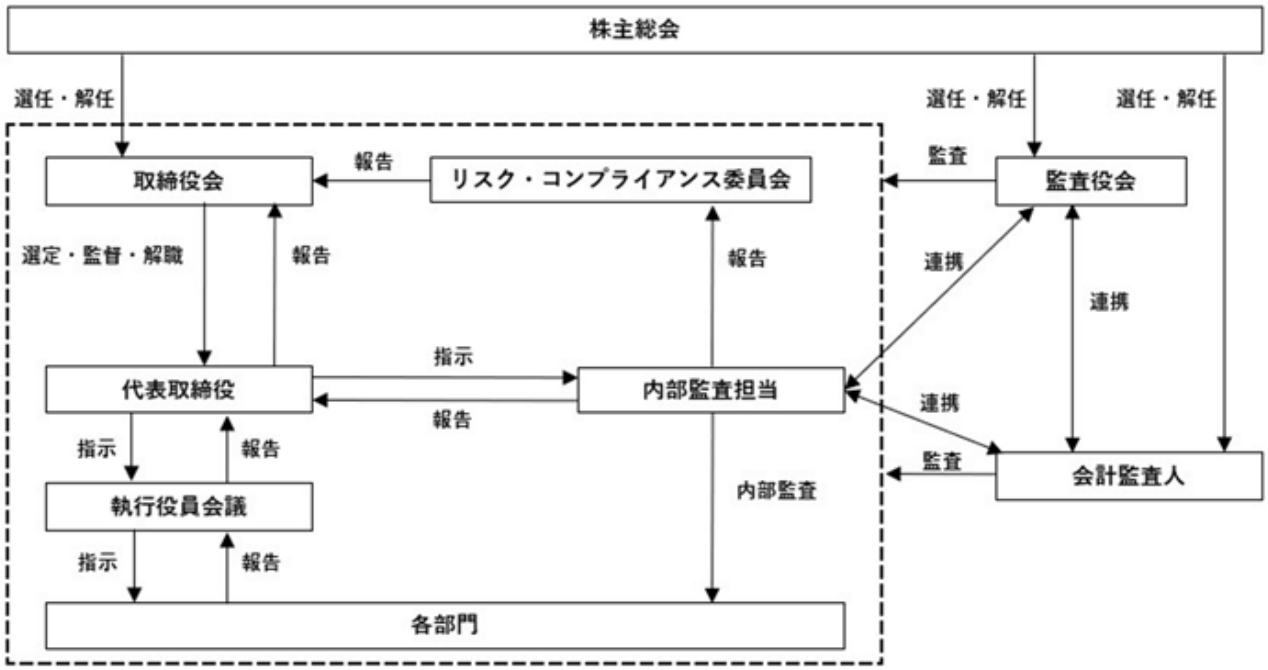
該当項目に関する補足説明

―――

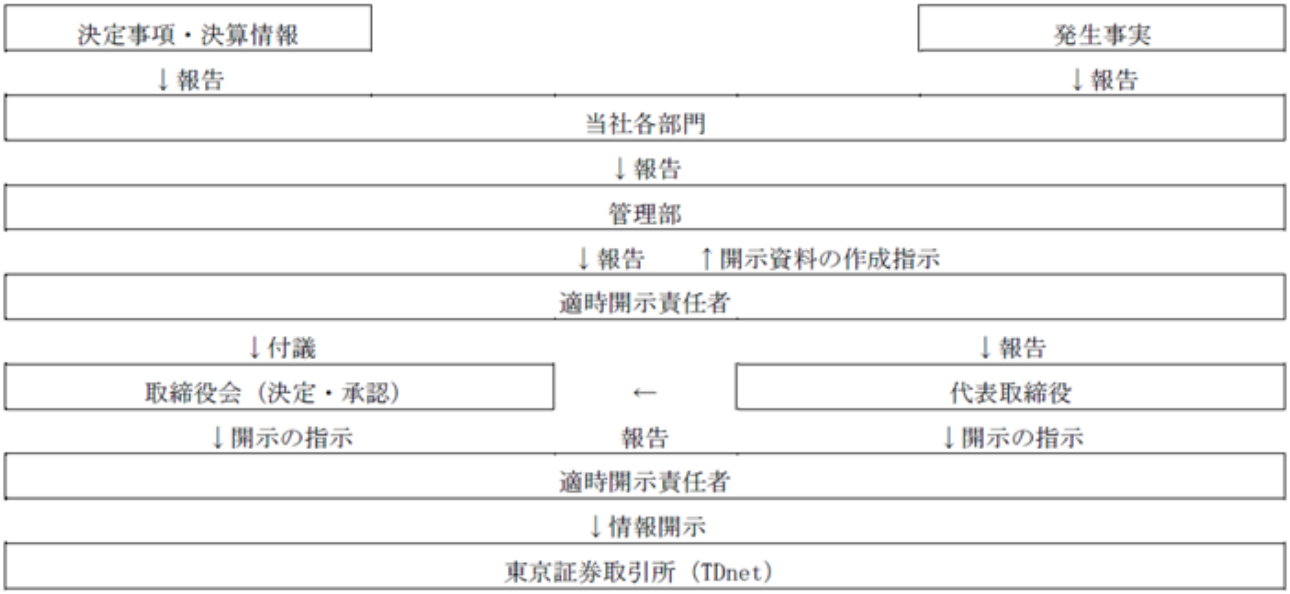
2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



（開示後、当社ホームページのＩＲサイトにも速やかに公開）